

平成28年第18回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成28年10月25日（火）14時00分から15時17分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 友野晃、総務部長 辰田一郎、
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 原田靖、総務課長 木原茂、
財務課長 山口洋志、文化財保護課長 赤司善彦、企画調整課長 日高公德、
社会教育課長 谷本理佐、教職員課長 上田哲子、高校教育課長 中島良博、
義務教育課長 相原康人、人権・同和教育課長 高田裕康、
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

6 傍聴者等数

1名

7 会議

14時00分、清家委員長職務代理者が開会を宣言し、本日の議題について非公开发議の有無の確認を行った。

「委員長の互選について」は、清家委員長職務代理者から、委員の人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

また、協議（1）及び第37号議案「県費負担教職員の人事について」は、宮本委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく全て公開と決定された。

(1) 委員長の互選について

清家委員長職務代理者から、奥田委員長の任期が平成28年10月24日付で満了したことに伴う委員長互選を行いたい旨の発議があり、全員異議なく賛成した。

次いで、委員による互選が行われ、清家委員長職務代理者から、奥田委員を委員長に選任し、任期は平成28年10月25日から平成29年7月31日までとする旨の報告があった。また、委員長職務代理者には清家委員が、委員長第二職務代理者に久保田委員が指定された。

再任された奥田委員長からあいさつがあり、以後の議事進行は奥田委員長が行う。

(2) その他

- ・平成28年9月定例県議会における教育委員会答弁要旨

城戸教育長から、9月定例県議会における教育委員会関連の代表質問、一般質問に対する以下の答弁要旨について説明があった。

(代表質問) 教員の運動部活動に対する負担の現状について、県立特別支援学校の今後の整備方針について、国公立高校における高校生等奨学給付金の受給者数と申請漏れ防止について、通級指導教室を設置していない市町村への対応について、教員の早期退職に対する見解と対策について、教員の長時間勤務について、スクールカウンセラー等の県による配置状況について等

(一般質問) 朝食摂取率の目標が達成されていないことについて、土砂災害警戒区域に立地する特別支援学校の移転について、インクルーシブ教育システムの構築について、外部指導者の活用による顧問教員の負担の軽減と、外部指導者と顧問教員の共通理解を図るための取組みについて、県立特別支援学校・小中学校における医療的ケア児への支援について、学校・家庭・地域の連携強化について等

次いで、宮本委員から、近年、地震等災害が多くなっているが、学校における避難訓練の計画はどこが行っているのかとの質問があった。

これに対して、城戸教育長から、各学校が主体となって計画している旨の説明があった。また、原田教育振興部長から、小中学校において、以前は主に火災避難訓練を実施してきたが、近年の地震発生を受け、国の強い

意向もあり、地域と一緒に避難訓練を実施する取組を行っており、徐々に広がっていくものと考えている旨の説明があった。

次いで、清家委員から、小学校における教員の1週間当たりの平均勤務時間の算出方法について質問があった。

これに対して、城戸教育長から、土日を含め従事した時間を基に算出している旨の説明があった。

次いで、久保田委員から、特別支援教育について、特別支援学校に通ったり、特別支援学級に在籍したりする等、選択肢がいくつかあると思うが、選択は、本人の意向によるものなのかとの質問があった。

これに対して、城戸教育長から、就学先の決定に当たっては特別支援学校における就学基準を満たす必要はあるものの、保護者の意向を可能な限り尊重しなければならないとされており、以前のように保護者や本人の意向を組み入れることなく決められることは、ほとんどなくなった旨の説明があった。

次いで、前田委員から、県立特別支援学校における知的障害等の児童生徒数について、推計の方法のほか、医療が進歩しているにもかかわらず伸びている要因について質問があった。

これに対して、城戸教育長から、推計に当たっては、地域ごとに将来の児童生徒数の推計値を出し、それを母数として過去の在籍率の伸び率を掛け、将来10年の見込みを立てたこと、また、専門的な教育を希望する保護者が増えていることも増加の要因となっているのではないかと考えている旨の説明があった。

次いで、奥田委員長から、県立特別支援学校における知的障害等の児童生徒数の推計と実際の数との乖離はなかったのかとの質問があった。

これに対して、城戸教育長から、前回の推計において乖離があったことから、その解消を図るために地域毎に算出するなど、より細かな算出方法に改めた旨の説明があった。

(3) 議事

- ・第34号議案 平成29年度事務局等職員の人事異動方針について
- ・第35号議案 平成29年度県立学校職員の人事異動方針について
- ・第36号議案 平成29年度県費負担教職員の人事異動方針について

第34号議案から第36号議案までの案件については、いずれも平成29年度の人事異動方針に係るものであるため、一括して審議することとし、まず、木原総務課長から、第34号議案「平成29年度事務局等職員の人事異動方針について」の説明があり、続いて、上田教職員課長から、第3

5号議案「平成29年度県立学校職員の人事異動方針について」及び第36号議案「平成29年度県費負担教職員の人事異動方針について」の説明があった。平成28年度からの変更点はなく、県立学校職員及び県費負担教職員については、新規採用教職員の配置に当たって、その育成を考慮して行う観点から、特に重点的に取り組みたい旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、3件とも内容が類似していると思うが、個別に作成しなければならない理由があるのかとの質問があった。

これに対して、木原総務課長から、事務局等職員については、対象となる者が行政職と教育職の両方であり、学校と行政のそれぞれの視点から方針を定める必要があるため、個別に作成している旨の説明があった。また、上田教職員課長から、県費負担教職員において、市町村教育委員会との協働関係の維持について謳っているところが大きな違いであるが、県立学校職員及び県費負担教職員については、来年度に向けて1本化等出来るかどうか検討したい旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、管理職の任用に当たって、若い人材及び女性の登用を積極的に図ることは重要であるが、管理職試験の受験資格はどのようになっているのかとの質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、教頭試験は県立学校は40歳以上、市町村立学校は41歳以上の者で、経験が10年以上ある者、また、校長試験は教頭になっている者としている旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第34号議案、第35号議案、第36号議案は、それぞれ原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、奥田委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

(4) 協議

- ・ 県費負担教職員の人事について

上田教職員課長から、県費負担教職員の信用失墜行為について説明があった。

次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

(5) 議事

- ・ 第37号議案 県費負担教職員の人事について

上田教職員課長から、県費負担教職員による信用失墜行為に対し、懲戒

の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第37号議案は原案どおり可決された。

奥田委員長が閉会を宣言し、15時17分閉会した。